

2017年度同志社大学大学院司法研究科
前期日程入学試験問題解説
行政法

【出題意図】

本問は、情報公開法上の開示請求を素材に、①行政手続法の基本的な枠組、及び②行政裁量が認められるべきか否かについての判断方法を理解しているかを問う問題である。

【採点のポイント】

【問1】については、まず情報公開法上の開示請求が行政手続法上の「申請」に該当することにつき、行政手続法2条3号における「申請」の定義を踏まえた上で、情報公開法の文言に照らして説明することが求められる。その上で、不開示決定が申請拒否処分に該当することから、行政手続法2条4号ロにより「不利益処分」から除外され、「申請に対する処分」として同法第2章が適用されることを指摘することが必要である。そうすると、「申請に対する処分」については「不利益処分」と異なり、処分の名あて人につき意見陳述のための手続が行政手続法において定められていないことから、Xにつき意見聴取の機会が保障されていなくとも違法とはいえないとの結論が導かれるのであり、以上のような行政手続法の基本構造を的確に指摘することが求められる。

【問2】については、まず情報公開法1条にいう国民主権の理念を踏まえ同法3条により「何人」にも開示請求権が認められることから、原則として情報開示が求められることを導く必要がある。その上で、同法5条に定める不開示事由における文言の差異に着目し、3号、4号では「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあることから明示的に要件裁量が認められているといえるのに対し、2号では「おそれがあるもの」との文言であることから3号、4号とは異なることを確認した上で、上記のように原則として情報開示が求められることを考え合わせると、3号、4号とは異なり2号については要件裁量は認められないとの結論を導くことが求められる。

【講評】

【問1】に関しては、開示請求が行政手続法上の「申請」に該当するかを法令に照らして検討することなく、「申請」であることを当然の前提として答案を書き始めたり、また、不開示決定が「申請に対する処分」か「不利益処分」かを問うことなく聴聞手続がとられるべきと述べる答案が多かった。行政手続法の適用については、何重もの検討すべき点があり、それらを一つ一つ丁寧に検討することが求められるのであり、着実な解釈態度を身につけて欲しい。

【問2】に関しては、裁量を否定することを求める問題であるにもかかわらず、法律の文言が不明確なことだけに着目した表面的な解釈にとどまり、または何ら具体的な説明なく「専門技術的判断」を語るなどして直ちに行政裁量を導いた上で、裁量の逸脱濫用を語る答案が散見された。本問は裁量の有無の判断方法に習熟する上で格好の素材である情報公開法5条の不開示事由を取り上げることによって、安易に行政裁量を認める傾向に対し、注意を促す意図を有するものであり、今後の行政法学習にあたって十分留意して欲しい。